

「脳障害者の自動車運転再開」

産業医科大学医学部リハビリテーション医学講座助教 加藤 徳明

我が国では、道路交通法第103条で免許の取消し・停止の病気を定めており、脳障害者は主に施行令第33条2の3「自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかの能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気」に該当する。「一定の病気に係る免許の可否等の運用基準」も定められており、脳卒中に関しては、運動麻痺（麻痺）、視覚障害（視力障害等）及び聴覚障害は「身体の障害」、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害は「認知症」に係る規定等に従うと記載されている。「身体の障害」は認知症の規定に比べ理解しやすく、対応しやすい。「認知症」の運用基準には、その他の認知症に「脳腫瘍」「慢性硬膜下血腫」「正常圧水頭症」「頭部外傷後遺症」などの記載があり、脳卒中を含めて多くの脳障害者は、法律上「その他の認知症」の運用基準に準じて、「6月以内に回復する見込み」等の診断をすることになる。しかし、その「回復」に関する判断基準は不明確である。従って、当院では運転に関与する認知機能を机上評価やシミュレーター検査を用いて把握し、さらに指定自動車教習所で実車教習を受ける流れで、運転再開手順を検討している。

運転に必要な認知機能としては、注意機能や視空間認知機能が重要視されている。有用な神経心理学的検査に関するレビューでは、Marshallらは脳卒中患者を対象に注意機能(Trail making test [TMT])、視空間認知機能(Rey複雑図形)、有効視野(UFOV)、反応時間、OrtolevaらはTBI患者を対象に選択的注意や配分的注意などが重要であると述べた。

当院では、簡易自動車運転シミュレーター(Simple Driving Simulator: SiDS)を開発しながら運転適性に関する診療を続けてきており、最近では近隣医療機関からの紹介患者も多い。失語症患者の机上評価の結果解釈、半側空間無視・同半盲患者、てんかんを生じたことがない患者の判定など難しい症例も多く経験しており、症例を提示して概説する。

講師略歴

平成4年4月	長野県伊那北高等学校入学
平成7年3月	同上卒業
平成7年4月	産業医科大学医学部医学科入学
平成13年3月	同上卒業
平成13年6月	産業医科大学病院 産業医学修練医（臨床研修医）に採用 聖マリア病院へ出向（平成14年3月～平成14年5月） 筑豊労災病院へ出向（平成14年12月～平成15年2月） ちゅうざん病院へ出向（平成15年3月～平成15年5月）
平成15年6月	産業医科大学病院 産業医学修練医（専門修練医）に採用 九州労災病院へ派遣（平成15年6月～平成16年5月） 門司労災病院へ派遣（平成17年1月～平成17年2月） 実務研修センター（平成17年3月～平成17年5月） 中部労災病院へ派遣（平成17年6月～平成18年5月）
平成19年6月	門司労災病院 医師に採用
平成20年4月	(財)西日本産業衛生会 北九州産業衛生診療所
平成22年6月	産業医科大学病院リハビリテーション医学講座 助教

所属学会等

日本リハビリテーション医学会
日本義肢装具学会
日本高次脳機能障害学会
日本脳卒中学会

日本安全運転・医療研究会 幹事・事務局担当
福岡県安全運転医療連絡協議会 事務局幹事
北九州大腿骨近位部骨折地域連携パス協議会 事務局幹事